

行 動 憲 章

当協会並びに所属の会員企業は、県民の安全で安心できる生活を支え、災害から生命と財産を守り、地域の雇用と経済を担う重要な役割と責務を負っており、様々な地域に密着した活動を通じて社会貢献を行っている。
そのためには、法令遵守が社会的責任の基本であることを再確認し、広く県民の理解と信頼を確かなものとするため、以下の行動規範を定め、その遵守と徹底を期すこととする。

記

一．法令の遵守

法令遵守はあらゆる企業活動の基本であることを肝に銘じ、社会の一員として建設業法、独占禁止法をはじめとする各種法令の遵守徹底を図り、企業倫理の確立に取り組む。そして、社会の信頼に応えるため、適正で公正かつ透明な事業活動を行う。

二．行動規範の徹底

適正な協会の行動指針を定め、厳正かつ公正に実行するため、協会外部の有識者で組織する「倫理委員会」を設置し、また、監視機能の強化を目的とした「公益通報制度」の創設、協会運営の透明性確保のための情報公開の促進など、法令遵守のための様々な事業を実施する。さらに、事業の検証と改善を重ね、あらゆる手段を講じて行動規範の履行徹底を図り、健全な業界を確立する。

三．暴力団等反社会的勢力の排除

建設業からの暴力団等反社会的勢力を排除するため、警察当局、暴力追放高知県民センター、発注者等関係機関との連携を強化し、厳正に対処するとともに暴力団等反社会的勢力による不正行為や不当介入に毅然と対応し、一切の関係を遮断する。

四．信頼される施工と品質の確保

県民・社会から信頼される施工に努め、将来に亘って活用される良質な社会基盤を県民に提供する使命を自覚し、適正な価格での受注と高い品質の確保に努める。

五．適正な労働環境の維持と改善、環境問題への対応

安全で働きやすい職場環境を確保するために、労働基準法、労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、痛ましい労働災害の根絶を目指す。そして、従業員の将来展望が描ける豊かでゆとりある雇用労働条件の確保に努める。

また、環境問題に対する意識の高揚と体制整備を図り、廃棄物処理法等の関係法令を遵守する。さらに、建設副産物の適正処理、リサイクルの推進に真摯に取り組み、環境の維持保全に努める。

六．地域への貢献

地域における経済と雇用を担う産業としての使命を重んじ、地域の安全・安心を確保するため、各行政機関との災害時における協定に基づく応急復旧活動をはじめ、防災・防犯活動、河川・道路の環境保全活動に取り組む。さらに、美化活動や伝統文化継承など多様な地域貢献活動に取り組み、県民とのより信頼される関係の構築に努める。

(平成二十四年十一月十三日 社団法人高知県建設業協会臨時総会において決議
平成二十七年五月十五日 改定)